

事務連絡
令和2年4月8日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた
事業の継続に係る要請等について（依頼）

本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出されました。

同対策本部において改訂された「基本的対処方針」においては、緊急事態措置を実施すべき期間は本日から5月6日までの1か月間、実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県とされるとともに、緊急事態措置に関する重要事項が新たに定められました。

つきましては、貴都道府県におかれては「基本的対処方針」について御了知いただくとともに、本内容について貴都道府県登録の旅行業者等に周知の上、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。